

東海市庁舎改修における
設計・施工一括発注プロポーザル
実施要領

令和6年5月

東 海 市

目次

第1章 実施要領について	1
第2章 対象事業	2
1 事業の概要	2
(1) 事業名称	2
(2) 事業目的	2
(3) 事業場所等	3
(4) 業務範囲	3
(5) 事業期間等	4
(6) 上限提案価格	4
第3章 応募に関する条件等	5
1 応募事業者の構成	5
2 統括責任者等の配置	6
(1) 統括責任者の配置	6
(2) 設計業務管理技術者の配置	6
(3) 設計業務主任技術者の配置	6
(4) 工事監理業務管理技術者の配置	6
(5) 現場代理人の配置	6
(6) 監理技術者の配置	7
(7) 主任技術者の配置	7
3 参加資格要件	8
(1) 共通する参加資格要件	8
(2) 応募事業者の参加資格要件	8
(3) 各業務の参加資格要件	10
4 参加不適格者及び欠格条件	12
第4章 事業者の募集及び選定に関する事項	13
1 募集及び選定方式	13
2 募集及び選定のスケジュール	13
3 優先交渉権者の審査及び選定、決定の方法	13
4 優先交渉権者の通知、公表	14

5	事業者を選定しない場合	14
第5章	応募に関する手続き等	15
1	図面等の交付	15
2	参加資格審査の提出資料及び質疑等に関する事項	16
3	現地見学会	20
4	参加辞退に関する提出書類	20
5	技術提案審査の提出資料及び質疑等に関する事項	21
6	応募にあたっての注意事項	25
7	提出書類及び図書の取扱い	26
第6章	責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	27
1	基本的な考え方	27
2	予想されるリスクと責任分担	27
第7章	契約に関する事項	31
1	契約手続き	31
2	契約の概要	31
3	契約金額	31
4	契約保証金	32
5	支払条件	32
6	設計変更の取り扱いについて	33
7	設計変更以外の契約金額の変更について	34
8	事業者の事業契約上の地位	34
第8章	その他	35
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	35
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	35
3	継続が困難となった場合の措置	35
4	情報公開及び情報提供	35
5	実施要領に関する問い合わせ	35

第1章 実施要領について

この「東海市庁舎改修における設計・施工一括発注プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、東海市（以下「市」という。）が「東海市庁舎改修事業」（以下「本事業」という。）に係る実施設計及び施工を一括で発注するための優先交渉権者を公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本プロポーザル」という。）にあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続き等について必要な事項を定めるものである。

第2章 対象事業

1 事業の概要

(1) 事業名称

東海市庁舎改修事業

(2) 事業目的

市庁舎は、昭和54年（1979年）に竣工してから45年が経過し各種設備等の老朽化が進行している一方で、庁舎の機能として行政手続きのデジタル化に伴う窓口業務や職員の働き方の変化、施設の省エネルギー化等、新たな課題に対応する必要がある。単純な設備等の改修・更新だけではなく、時代の潮流や今後の庁舎空間に求められる機能を考慮した上で、今後見込まれる庁舎建替えの費用や時期、建物のライフサイクルコスト等を含め、最小の経費で最大の効果が得られるよう検討を行い、将来にわたり持続可能な庁舎の整備方針を定めた「庁舎リニューアル基本計画（庁舎設備等改修計画）」（以下「基本計画」という。）を令和5年（2023年）2月に策定したものである。

本事業においては、基本計画に基づき、現庁舎を今後20年使用していくために必要となる改修工事を行うものであるが、市民サービスの低下を防ぐため、庁舎機能を継続し、原則、執務したままでの工事を想定していることから、工事中の騒音や振動等による執務エリアや周辺環境への影響をできるだけ回避する必要がある。

そのため、施工者のノウハウを最大限に活用し、創意工夫による仮設計画、コスト削減、工期短縮等を図るため、「公募型プロポーザル方式」により事業者を選定する。また、合理的な改修を可能とするため、「設計施工一括発注方式」（DB方式）を採用するものである。

(3) 事業場所等

ア 場所	東海市中央町一丁目 1 番地
イ 敷地面積	60,947.66 m ²
ウ 用途地域	第 1 種住居地域
エ 防火指定	なし
オ 敷地の規制等	宅地造成工事規制区域 区域外 砂防指定地 指定なし 都市計画公園及び都市計画緑地 隣接
カ 対象施設の概要	
(a) 主要用途	庁舎（事務所） 平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二第 4 号第 2 類
(b) 延床面積	15,949.27 m ² 高層棟：10,287.04 m ² 低層棟：5,662.23 m ²
(c) 構造	鉄骨造及び鉄筋コンクリート造
(d) 階数	高層棟：地下 1 階、地上 6 階、低層棟：地上 2 階
(e) 竣工年月	昭和 54 年（1979 年）4 月 20 日

(4) 業務範囲

本事業の対象となる業務の範囲は次のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 設計業務

- ・耐震改修、市民ホール特定天井改修（内装改修含む）、外壁改修、空調設備改修、照明設備改修、1 階トイレリニューアルの実設計業務
- ・その他、設計業務に付随する業務

※耐震改修の設計業務は耐震改修評定の認定を含む。

イ 施工業務

- ・耐震改修、市民ホール特定天井改修（内装改修含む）、外壁改修、空調設備改修、照明設備改修、1 階トイレリニューアルの施工業務

- ・その他、施工業務に付随する業務

ウ 工事監理業務

- ・耐震改修、市民ホール特定天井改修（内装改修含む）、外壁改修、空調設備改修、照明設備改修、1階トイレリニューアルの工事監理業務
- ・その他、工事監理業務に付随する業務

(5) 事業期間等

ア 事業期間

契約締結日から令和10年（2028年）3月末日まで

イ 業務別の期間（目安）

(a) 設計業務

令和6年（2024年）10月頃から令和8年（2026年）3月末日まで

(b) 施工業務

- ・耐震改修

令和7年（2025年）10月頃から令和8年（2026年）3月末日まで

- ・耐震改修以外の改修

令和8年（2026年）4月から令和10年（2028年）2月末日まで

(c) 工事監理業務

令和7年（2025年）10月頃から令和10年（2028年）3月末日まで

※業務別の事業期間は、本市の想定であり、提案内容を拘束するものではない。

提案により、期間の変更及び前倒しをすることは、差し支えない。

(6) 上限提案価格

16億6,809万円（消費税及び地方消費税を含む。）

上限を上回る提案は失格とする。

※ 設計・施工・工事監理の全体価格

第3章 応募に関する条件等

1 応募事業者の構成

- (1) 本事業のプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を備えた単体企業又は共同企業体（以下「応募事業者」という。）とする。
- (2) 応募事業者は、「3 参加資格要件」を満たす者とする。
- (3) 応募事業者は、設計事務所等の構成員との共同企業体での応募を行う場合、構成員は「3 参加資格要件」のうち、当該構成員が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。
- (4) 共同企業体を結成する場合は、構成員の中から共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表企業」という。）を定める必要がある。

構成イメージ

方式	パターン	本事業の業務区分		
		設計業務	工事監理業務	施工業務
単体企業	I	単体企業		
		A		
共同企業体 (共同実施方式)	II	共同企業体（共同実施）※2者		
		A★○		
		B		
共同企業体 (分担実施方式)	III	単体企業 (分担実施)		単体企業 (分担実施)
		A○		B★○
	IV	単体企業 (分担実施)	単体企業 (分担実施)	単体企業 (分担実施)
		A○	B○	C★○
	V	単体企業 (分担実施)	単体企業 (分担実施)	単体企業 (分担実施)
		A★○ ※施工同一	B○	A★○ ※設計同一
共同企業体 (併用方式)	VI	単体企業 (分担実施)		共同企業体 (共同実施)※2者
		A○		B★○
				C
	VII	共同企業体 (共同実施)※2者		単体企業 (分担実施)
		A●○		C★○
		B		
	VIII	共同企業体 (共同実施)※2者		共同企業体 (共同実施)※2者
		A●○		C★○
B		D		

特記なき限り下記とする。

1. パターンII～VIIIにおいては、★印の企業を代表企業とする。
2. パターンVII及びVIIIにおいては、●印の企業が主たる設計業務及び工事監理業務を担当する。
3. ○印は、各業務の主たる構成員とする。

2 統括責任者等の配置

(1) 統括責任者の配置

応募事業者（共同企業体の場合は代表企業）は、本事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者を配置すること。統括責任者は、本事業の全ての期間において従事し、全ての関係者の窓口となり、対応及び調整にあたること。

なお、統括責任者は、施工業務の現場管理人及び監理技術者を兼ねることができる。

(2) 設計業務管理技術者の配置

応募事業者（共同企業体の場合は設計業務を担当する構成員）は、設計業務の期間、設計業務を統括する管理技術者（以下「設計業務管理技術者」という。）を配置すること。

なお、設計業務管理技術者は、工事監理業務を統括する管理技術者（以下「工事監理業務管理技術者」という。）を兼ねることができる。

(3) 設計業務主任技術者の配置

応募事業者（共同企業体の場合は設計業務を担当する構成員）は、設計業務の期間、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の分野ごとに配置すること。

(4) 工事監理業務管理技術者の配置

応募事業者（共同企業体の場合は工事監理業務を担当する構成員）は、工事監理業務の期間、工事監理業務管理技術者を配置すること。

なお、工事監理業務管理技術者は、設計業務管理技術者を兼ねることができる。

(5) 現場代理人の配置

応募事業者（共同企業体の場合は施工業務を担当する代表企業）は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、東海市設計・工事等請負契約約款（以下「約款」という。）第13条第2項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使する現場代理人（以下「現場代理人」という。）を配置すること。

なお、現場代理人は、統括責任者及び監理技術者を兼ねることができる。

(7) 監理技術者の配置

応募事業者（共同企業体の場合は施工業務を担当する代表企業）は、建設業法第26条に定める監理技術者を専任で配置すること。

なお、監理技術者は、統括責任者及び現場代理人を兼ねることができる。

(8) 主任技術者の配置

共同企業体の施工業務を行う第2位の構成員は、主任技術者を施工現場に施工業務の開始から完了まで専任で配置すること。（単体企業の場合は配置不要）

※配置の概要

業務内容	配置員	配置		兼務可能な配置員
		単体企業	共同企業体	
全体業務	I 統括責任者	必要	必要 (代表企業)	V、VI
設計業務	II 設計業務 管理技術者	必要	必要 (担当する構成員)	IV
	III 設計業務 主任技術者	必要	必要 (担当する構成員)	不可
工事監理業務	IV 工事監理業務 管理技術者	必要	必要 (担当する構成員)	II
施工業務	V 現場代理人	必要	必要 (代表企業)	I、VI
	VI 監理技術者	必要	必要 (代表企業)	I、V
	VII 主任技術者	無し	必要（担当する 第2位の構成員）	不可

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

参加資格要件の基準日は本プロポーザル参加資格審査書類の提出締切日（以下「基準日」という。）とし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

本プロポーザルの基準日において、市が発注する本事業の契約に係る必要な資格を有し、次に掲げるすべての要件に該当する者でなければプロポーザルに参加することができない。なお、東海市入札参加資格者名簿の登録については、技術提案書等の提出までに完了していること。

なお、基準日から優先交渉権者の決定までの間に次に掲げる参加資格要件を一つでも満たさなくなったときは入札参加資格を有していない者とみなす。

(1) 共通する参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規に基づく指名の停止を受け、又はこれに準ずる措置を受けている者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、市の再度の入札資格審査の申請を行い、入札参加資格の認定を受けた者を含む。）であること。

エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、市発注建設工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 応募事業者の参加資格要件

ア 単体企業は、次の要件を満たすこと。

(a) 基準日において、有効な直近の経営事項審査の建築一式工事の総合評定数値が 1,300 点以上であり、かつ、経営状況分析の評定 Y が 450 点以上で

あること。

- (b) 建設業法に規定する建設業許可を得てから継続して 3 年以上営業していること。
- (c) 本プロポーザルにおいて、他の共同企業体の構成員でないこと。
- (d) 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日から参加資格審査書類を提出する前日まで）に元請（共同企業体の場合は代表企業とする）として、延床面積 5,000 m²以上の建築物の新築又は増築の設計業務及び施工業務の契約履行実績があること。
- (e) 統括責任者は、次の要件を満たす者を配置すること。
 - ・単体企業に所属し、常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - ・(d)に示す実績に係る統括責任者、設計業務管理技術者、現場代理人又は監理技術者に従事した経験を有すること。なお、過去に所属した企業の経験を含むものとする。

イ 共同企業体は、次の要件を満たすこと。

- (a) 共同企業体は 2 者以上で構成し、代表企業は、「(2)ア単体企業の要件」の(a)(b)(c)(e)に示す要件を満たすこと。

また、過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日から参加資格審査書類を提出する前日まで）に元請（共同企業体の場合は代表企業とする）として、延床面積 5,000 m²以上の建築物の新築又は増築の施工業務の契約履行実績があること。
- (b) 共同企業体の構成員の内、施工業務を担当する事業者は、東海市建設工事等の入札参加資格審査及び格付要領第 7 条に規定する格付の基準が A 等級以上（市内業者の場合は B 等級以上）であること。また、「(2)ア単体企業の要件」の(c)に示す要件を満たすこと。
- (c) 共同企業体の内、施工業務を担当する構成員の最低出資比率は、5 パーセント以上であること。
- (d) 市内に本店又は支店若しくはこれに類するものを置く建設業者が、構成員の 1 者以上であること。

(3) 各業務の参加資格要件

ア 設計業務及び工事監理業務（以下「設計業務等」という。）を行う事業者は次の要件を満たすこと。

(a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がされていること。

(b) 設計業務を行う事業者は、過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日から参加資格審査書類を提出する前日まで）に元請（共同企業体の場合は構成員とする）として、延床面積 5,000 m²以上の建築物の新築又は増築の実設計業務の契約履行実績があること。

(c) 設計業務管理技術者は次の要件を満たす者を配置すること。

- ・設計業務等を行う事業者に所属し、常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。

- ・建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すること。

- ・(b)に示す実績に係る実設計業務に設計技術者として従事した経験を有すること。なお、過去に所属した企業の経験を含むものとする。

(d) 設計業務主任技術者は次の要件を満たす者を配置すること。

- ・設計業務等を行う事業者に所属し、常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。

- ・建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の分野ごとに配置すること。

- ・建築（総合）、建築（構造）の分野を担当する主任技術者は、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すること。

- ・電気設備、機械設備の分野を担当する主任技術者は、建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士又は、設備設計一級建築士の資格を有すること。

(e) 工事監理業務を行う事業者は、過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日から参加資格審査書類を提出する前日まで）に元請（共同企業体の場合は構成員とする）として、延床面積 5,000 m²以上の建築物の新築又は増築の工事監理業務の契約履行実績があること。

(f) 工事監理業務管理技術者は次の要件を満たす者を配置すること。

- ・設計業務等を行う事業者にも所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。
 - ・(e)に示す実績に係る工事監理業務に従事した経験を有すること。なお、過去に所属した企業の経験を含むものとする。
- (g) 次の要件を満たす者を配置すること。
- ・耐震改修に関する設計業務を行う者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- イ 施工業務を行う事業者は次の要件を満たすこと。
- (a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により許可を受けた建設業者で、市の入札参加資格者として登録された者であること。
- (b) 現場代理人及び監理技術者は次の要件を満たす者を配置すること。なお、現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。
- ・施工業務を行う事業者にも所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - ・監理技術者は、建設業法に基づく監理技術者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - ・監理技術者は、過去10年間（平成26年4月1日から参加資格審査書類を提出する前日まで）に元請（共同企業体の場合は構成員とする）として、延床面積5,000㎡以上の建築物の新築又は増築の施工業務に従事した経験を有すること。なお、監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験とする。また、過去に所属した企業の経験を含むものとする。
 - ・現場代理人及び監理技術者は、契約後、他の工事に従事しても良いが本事業の打合せ等には参加すること。現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。
- (c) 主任技術者は次の要件を満たす者を配置すること。（共同企業体のみ）
- ・国家資格を有すること。
 - ・施工業務を行う事業者にも所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係が

あること。

4 参加不適格者及び欠格条件

- (1) 参加表明書等を提出した応募事業者又は再委託先の事業者に所属する者が、東海市庁舎改修における設計・施工一括発注プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査委員又は関係者と直接又は間接を問わず、本件に関し故意に本プロポーザルに関する接触を求めたときは失格とする。
- (2) 提出物が次のいずれかに該当する場合は失格となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
 - イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - オ 提出書類に虚偽の記載又は不正がある場合。

なお、優先交渉権者決定後に虚偽又は不正の事実関係が判明した場合においても失格とする。
- (3) 提案価格の金額が上限提案価格を超えた場合。
- (4) その他、審査委員会が不適切と判断した場合。

第4章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方式

本プロポーザルは、事業者が持つ高度な技術を設計に反映させるため、応募事業者に対して、技術提案等を求め、提出された技術提案等について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」とする。

2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
公告、実施要領等の公表	令和6年5月7日（火）
函面等の配布 参加表明書等の提出期限	令和6年5月7日（火）～5月29日（水）
参加表明書等に関する質疑受付 質疑回答期限	令和6年5月8日（水）～5月15日（水） 令和6年5月22日（水）
参加資格審査（一次審査）の実施	令和6年5月30日（木）
参加資格審査結果の通知	令和6年5月31日（金）
技術提案書等に関する質疑受付	令和6年6月3日（月）～6月14日（金）
現地見学会 質疑回答期限	令和6年6月4日（火）、6月5日（水） 令和6年6月24日（月）
技術提案書等の提出期限	令和6年6月3日（月）～7月26日（金）
技術提案審査（二次審査）の実施	令和6年8月2日（金）
優先交渉権者の通知、公表	令和6年8月8日（木）
事業仮契約の締結	令和6年8月下旬
事業契約の締結	令和6年9月下旬

3 優先交渉権者の審査及び選定、決定の方法

優先交渉権者の審査及び選定、決定は、「東海市庁舎改修における設計・施工一括発注プロポーザル審査基準書」（以下「審査基準書」という。）に基づき行うものとする。

4 優先交渉権者の通知、公表

優先交渉権者の選定結果は、令和6年（2024年）8月8日（木）までに、電子メール、通知文の郵送及び市ホームページに掲載し、公表する。

なお、選定に関する問合せや異議申し立ては一切受け付けないこととする。

5 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募事業者がない場合、又はいずれの応募事業者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定しない場合がある。その場合は、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

第5章 応募に関する手続き等

1 図面等の交付

図面等の配布は、次のとおり行う。なお、配布する図面等の内容と実際の状況の整合について、市は保証するものではない。

(1) 配布期間

令和6年(2024年)5月7日(火)から同年5月29日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 配布場所

東海市役所 庁舎4階 建築住宅課

(3) 配布方法

図面等の配布はPDFファイル等にて行うので、電磁記録媒体(DVD-R等)又は、電子メールにて配布するもの。

なお、電磁記録媒体(DVD-R等)の場合には、事前に事務局へ電話連絡の上、書き込みのできる未使用の電磁記録媒体(DVD-R等)を持参すること。USBメモリ等は、使用できない。

配布資料の複写及び転載を禁止とし、関係者以外に漏洩しないよう厳重に管理し処分すること。

配布後、速やかに、本章2「参加資格審査の提出資料及び質疑等に関する事項」

(1)提出書類等に示す、様式1-14「秘密保持に関する誓約書」を提出すること。

(4) 配布する図面等

ア 庁舎竣工図	(PDF 506.0MB)
イ 庁舎竣工図(工事区分リスト追記事項)	(PDF 17.3MB)
ウ 庁舎空調設備図面(ダクト配管図、機械室)	(PDF 73.6MB)
エ 庁舎空調設備図面(自動制御設備)	(PDF 34.2MB)
オ 庁舎電気設備図面	(PDF 198.1MB)
カ 庁舎設備図面(給排水、消火設備)	(PDF 62.5MB)
キ 平成26年度庁舎熱源設備更新工事設計図及び竣工図	(PDF 61.9MB)
ク 庁舎アスベスト含有調査結果報告書	(PDF 18.2MB)

ケ	平成 29 年度庁舎耐震診断等結果報告書	(PDF 528.4MB)
コ	令和元年度庁舎外壁診断調査報告書	(PDF 45.1MB)
サ	令和 3 年度庁舎高層棟東側外壁改修工事竣工図	(PDF 1.1MB)
シ	庁舎現況図面	(PDF 881KB)
ス	諸元表 (所要室一覧)	(PDF 162KB)

2 参加資格審査の提出資料及び質疑等に関する事項

応募事業者は、参加資格を満たすことを証明するため、次のとおり必要書類を市に提出すること。

(1) 提出書類等

様式		名称
ア	1-1-1	参加表明書 (単体企業の場合)
	1-1-2	参加表明書 (共同企業体の場合)
	1-1-3	企業概要書
イ	1-2	実施体制
ウ	1-3	統括責任者の経験
エ	1-4	設計業務管理技術者の資格及び経験
オ	1-5	工事監理業務管理技術者の資格及び経験
カ	1-6	設計業務主任技術者の資格
ク	1-7	現場代理人及び監理技術者の資格及び経験
ケ	1-8	主任技術者の資格 (共同企業体のみ)
コ	1-9	構造設計一級建築士の資格所有者
サ	1-10	設計業務の実績
シ	1-11	工事監理業務の実績
ス	1-12	施工業務の実績
セ	1-13	ZEBを実現した工事の設計・施工実績
ソ	1-14	秘密保持に関する誓約書
タ	1-15	参加資格要件チェックリスト
チ	1-16	共同企業体協定書 (共同企業体の場合)
ツ	1-17	共同企業体委任状 (共同企業体の場合)

テ	その他	納税証明書（市町村税、都道府県税及び国税） 特定建設業の許可証の写し 財務諸表（貸借対照表・損益計算表）/監査報告書 経営事項審査結果通知の写し 会社の沿革及び組織が分かる書類（パンフレット可）
---	-----	---

(2) 作成要領

提出書類等については、それぞれ次の内容に留意して作成すること。

ア 共通事項

- (a) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線、段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載欄が不足している場合には、適宜、該当様式の記載事項を追加すること。
- (b) 提出図書は、片面印刷とすること。
- (c) 余白は、上 25 mm、下 17 mm、左右 24 mm とする。
- (d) 文字の大きさは 12pt とする。字体等については任意とする。

イ 参加表明書（様式 1-1-1 及び様式 1-1-2）

- (a) 単体企業の場合は、様式 1-1-1 を使用すること。
- (b) 共同企業体の場合は、様式 1-1-2 を使用し、共同企業体協定書（参考様式 1-16）及び共同企業体委任状（参考様式 1-17）も同時に提出すること。
- (c) 担当者連絡先に本プロポーザルの連絡担当者となる者を記載すること。
今後、事務局から連絡する際は、記載された者に連絡する。なお、統括責任者でなくても良い。

ウ 企業概要書（様式 1-1-3）

単体企業又は共同企業体（構成する事業者ごと）は、企業の概要を記載すること。

エ 実施体制（様式 1-2）

様式 1-3 から様式 1-9 までの内容と相違ないように記載すること。

オ 統括責任者等の配置員の資格及び経験（様式 1-3 から様式 1-9 まで）

- (a) それぞれの様式に定める配置予定者を記載すること。なお、設計業務主任技術者は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の分野ごとに記載すること。
- (b) 「第3章 応募に関する条件等」に定める配置要件を満たす資格及び経験を記載すること。（設計業務主任技術者、現場代理人、主任技術者、構造設計一級建築士の資格所有者の経験は記載不要）
- (c) 配置予定者の資格、免許等に係る書類の写しを添付すること。
- (d) 配置予定者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写しを添付すること。
- (e) 参加表明時における他工事の従事状況等は、参加表明時に従事している全ての計画・工事について記載すること。当該工事の従事状況等に関しては、テクリス、コリンズ又は契約書の写しは必要ない。

カ 設計業務、工事監理業務、施工業務の実績（様式1-10から1-12まで）
過去10年間（平成26年（2014年）4月1日以降に契約し、完成したものに限る。）に元請（共同企業体の場合は構成員とする）として、延床面積5,000㎡以上の建築物の新築又は増築の各業務を確認できる当該契約書の写し（工事名称、契約金額、工期、発注者及び請負者の確認できる部分）又は当該工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）の登録データの写し又は内容を確認できる設計図書等の写しを添付すること。

キ ZEBを実現した工事の設計・施工実績（様式1-13）

過去10年間（平成26年（2014年）4月1日以降に契約し、完成したものに限る。）に元請（共同企業体の場合は構成員とする）として、ZEBを実現した工事がある場合は、確認できる書類（当該契約書（工事名称、契約金額、工期、発注者及び請負者の確認できる部分）又は当該工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）の登録データ又は内容を確認できる設計図書・ZEB認証・省エネ適合性判定書の写し等）を添付すること。

ク 参加資格要件チェックリスト（様式1-15）

チェックリストに基づき、書類を確認し、各書類を提出すること。また、チェックリストも記載し提出すること。

(3) 提出方法等

ア 提出場所

東海市役所 庁舎 4階 建築住宅課

イ 提出日

令和6年(2024年)5月29日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ウ 提出方法

持参とする。なお、郵便等による提出は認めない。

エ 提出部数

秘密保持に関する誓約書、共同企業体協定書、共同企業体委任状、納税証明書の写しについては、各1部提出すること。

その他の様式は、様式順にクリップ止めしたものを3部提出することとし、CD-R又はDVD-Rで電子データ(PDF形式及び様式のデータ形式)も合わせて提出すること。

(4) 費用負担

提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(5) 質疑回答

参加表明書等に関する質疑を次のとおり受け付ける。なお、質疑は、本実施要領及び配布資料に関することとし、それ以外の事項についての質疑は受け付けない。また、質疑回答は全て文書によるものとする。

ア 提出方法

質疑書(様式2-1)に記入の上、事務局へ電子メールで提出すること。なお、他の方法による質疑は、受け付けない。また、件名は「東海市庁舎改修事業(参加表明書等) 質疑【●●】(●●は提出者名)」と記載すること。

イ 提出期限

令和6年(2024年)5月8日(水)から同年5月15日(水)正午まで
なお、提出後は電話にて電子メールの受信を確認すること。

ウ 回答期限及び回答方法

質疑に対する回答は、令和6年(2024年)5月22日(水)までに市ホームページ

ージにて掲示する。

(6) 参加資格審査結果の通知

提出書類に基づいて参加資格審査を行い、技術提案等に進む応募事業者を選定する。「第3章 応募に関する条件等」に定める参加資格要件を満たす者であるかを確認した後、それぞれの応募事業者に対し、令和6年（2024年）5月31日（金）までに参加資格審査結果を電子メール及び通知文の郵送で通知する。

また、応募事業者が5者以上あった場合は、参加表明書等に記載の実績等に基づき、事務局にて参加資格を評価し、上位4者を合格者とする。いずれも、問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

3 現地見学会

現地見学会の希望者は、参加資格審査結果通知後に、現地見学会参加申込書（様式2-2）を事務局へ電子メールで提出すること。また、件名は「東海市庁舎改修事業に係る現地見学会参加申込【●●】（●●は提出者名）」と記載すること。

(1) 見学方法

見学は、事務局の立ち合いの下、実施する。

(2) 実施期間

令和6年（2024年）6月4日（火）及び同年6月5日（金）

午前の部：午前9時から正午まで

午後の部：午後1時から午後4時まで

(3) その他

現地視察での口頭質疑は、一切対応しない。

参加人数が多数の場合は、人数を制限する場合があるもの。

4 参加辞退に関する提出書類

参加資格審査の結果、参加資格要件を満たすとされた応募事業者が参加資格審査結果通知後以降に参加を辞退する場合は、令和6年（2024年）6月14日（金）午後4時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、参加辞退届（様式3）を事務局に持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

5 技術提案審査の提出資料及び質疑等に関する事項

応募事業者は、提案書類を次のとおり市に提出すること。

(1) 提案書類等

様式		名称	体裁
ア	4-1	技術提案申請書	A4 1枚
イ	4-2	事業全体に関する提案 <ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工に係る計画、体制、工程の妥当性 ・モニタリングの実施体制 ・コスト増加を抑えるコストコントロール手法 ・市内地域経済への貢献 	A3 横 3枚
ウ	4-3	改修工事に関する提案 <ul style="list-style-type: none"> ・市民ホール特定天井及び内装改修に関する提案 添付資料：内装改修の様子が分かる内観パース図 ・空調設備改修に関する提案 添付資料：各階ゾーニング図、全体機能図 ・1階トイレリニューアルに関する提案 添付資料：1階トイレ平面図（レイアウト図） ・環境に配慮した提案 	A3 横 4枚 添付資料含む
エ	4-4	その他の提案	A3 横 1枚
オ	4-5	概算事業費見積提出書	A4 1枚
カ	4-6	概算事業費見積書・内訳書	A4 2枚
キ	4-7	提案書類チェックリスト	A4 1枚
ク	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工法のわかる図面等資料 ・外壁改修のわかる図面等資料 ・照明設備改修のわかる図面等資料 	A3 横 2枚

※体裁について、記載の枚数以内で提出すること。

(2) 作成要領

提案書類等については、それぞれ次の内容に留意して作成すること。

ア 共通事項

- (a) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。
- (b) 提出図書は、片面印刷とすること。
- (c) 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・プレゼンテーション・ヒアリング等を通じて採用される。応募事業者が本事業の受注者として選定された場合には、受注者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断および設計に反映させるために必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を本市へ提示すること。なお、技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (d) 審査を公平に行うため、応募事業者が特定できる記述（自社の名称、自社が請け負った工事が容易に特定できる内容等）は避けること。
- (e) 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合は、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、失格となる場合があるので注意すること。

イ 技術提案書（様式4-2、様式4-3、様式4-4）

技術提案書の作成にあたっては、要求水準書の内容を踏まえ、審査基準書の4(4)ア「技術提案の評価項目と配点」に示す内容について提案すること。

余白及び文字の大きさ、字体、レイアウト等については任意とする。なお、イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。

ウ 概算事業費見積書・内訳書（様式4-6）

- (a) 要求水準書の内容を承知した上で、要求水準書に表記されていない場合でも、本工事を完成するのに必要な全ての材料及び作業並びに施工上当然

必要とされる内容を想定し、概算事業費見積書及び内訳書に反映すること。
また、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。必要に応じて、見積項目を追加・修正すること。マイクロソフト社製の Excel データも併せて提出すること。

- (b) 本見積作業に関して、協力会社、メーカーと接触する場合は、情報の漏洩に重々気を付けること。なお、情報漏洩した場合は、契約解除もあり得る。
- (c) 請負範囲の労災保険については施工予定者にてその負担を見込むこと。
- (d) 廃棄物の処理については、自由処分以外（産業廃棄物）は専門処理業者に処理させること。請負った施工者の責任において「建設リサイクル法」、「産業廃棄物及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令を厳守し、行政の指導に従って処理すること。
- (e) 設計業務、施工業務及び工事監理業務の合計金額が上限提案価格を超えた場合は、失格とする。

(3) 提出方法等

ア 提出場所

東海市役所 庁舎 4 階 建築住宅課

イ 提出期間

令和 6 年（2024 年）6 月 3 日（月）から 7 月 26 日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

ウ 提出方法

持参とする。なお、郵便等による提出は認めない。

エ 提出部数

様式順にクリップ止めしたものを提案書類チェックリスト（様式 4-7）に示すとおり提出することとし、CD-R で電子データ（PDF 形式及び様式のデータ形式）も合わせて提出すること。

(4) 費用負担

提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(5) 質疑回答

技術提案審査等に関する質疑を次のとおり受け付ける。なお、質疑は、本要領及び配布資料に関することとし、それ以外の事項についての質疑は受け付けない。

ア 提出方法

質疑書（様式5）に記入の上、事務局へ電子メールで提出すること。なお、他の方法による質疑は、受け付けない。また、件名は「東海市庁舎改修事業（技術提案書等）質疑【●●】（●●は提出者名）」と記載すること。

イ 提出期限

令和6年（2024年）6月3日（月）から6月14日（金）正午まで（必着とする。）

なお、提出後は電話にて電子メールの受信を確認すること。

ウ 回答期限及び回答方法

質疑に対する回答は、令和6年（2024年）6月24日（月）までに東海市ホームページにて掲示する。

(6) 技術提案審査に係るプレゼンテーション等

応募事業者による技術提案書等のプレゼンテーションを行い、審査委員による質疑等のヒアリングを行う。

ア 実施日

令和6年（2024年）8月2日（金）

イ 応募事業者による提出書類の説明（プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション）と審査委員会による10分程度のヒアリングを行う。

ウ プレゼンテーション等は、応募事業者が提出した技術提案書により本事業の統括責任者又は設計業務管理技術者又は工事監理業務監理技術者が行うものとし、各自で用意したパソコンを用いて説明すること。また、追加資料等の配布及び提出された技術提案書以外の内容は認めない。ただし、技術提案書に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）、ビデオプロジェクター静止画像を使用することは可とする。

エ プレゼンテーション等への出席者は、本事業の統括責任者又は設計業務管

理技術者又は工事監理業務監理技術者を含む合計5名以内とする。なお、やむを得ない場合に限り、代理者の出席を認める。

オ プレゼンテーション及びヒアリングの実施場所、実施時刻、その他詳細については、後日通知する。

6 応募にあたっての注意事項

(1) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(2) 費用負担等

提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る費用は、全て応募事業者の負担とする。

(3) 提出書類の訂正等

一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。ただし、軽微な誤り等を修正するもので発注者が認めたもの、又は発注者が指示するものは除く。

(4) その他

ア 本プロポーザルに関する事項について、その内容に変更又は追加がある場合は応募事業者に対して別途通知する。

イ 配置した統括責任者等の変更は原則として認めない。ただし、特別な事情がある場合に限り、発注者と協議の上、同等の実績を有し発注者が適当と判断する代替者を配置する場合に認めるものとする。

ウ 配置する統括責任者等はあくまで予定者であるため、複数人を候補者として参加表明することを可とする。その場合、参加資格審査において提出する書類は、その人数分を提出すること。なお、施工実績による評価は、最低点となる者を評価対象とする。

エ 市が、配置された統括責任者等が不適当であるとみなした場合、応募事業者は速やかに適切な措置を講じること。

7 提出書類及び図書の取扱い

- (1) 提出された書類及び図書については一切返却しない。
- (2) 応募書類等については、他の応募事業者には知られることのないよう市が責任をもって厳重に保管する。
- (3) 優先交渉権者になれなかった者の提案については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。
- (4) 提出後の提出書類の追加・修正は認めない。
- (5) 応募事業者から提出された提案書の著作権は各応募事業者に帰属する。ただし、市が必要と認める場合は、応募事業者と協議の上、無償で使用することができるものとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠件、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、応募責任者が負うものとする。

第6章 責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものであり、設計、施工、工事監理の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として次の表に示すとおりであり、事業者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

なお、約款との齟齬がある場合には、約款を上位とする。

リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		備考	
			発注者	受注者		
共通 プロポーザル参加 手続き等リスク	1	プロポーザル時に発注者が提示するプロポーザル用資料の誤り	○			
	2	発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○			
	3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○		
制度関連 リスク	法令関連 リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
		5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
	許認可等の取得	6	本工事の実施にあたって、発注者が取得すべき	○		

			許認可等の遅延等による費用の増加			
		7	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
社会 リスク	住民等の 要望活動	8	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等	○		
		9	受注者が行う業務全般に関する地域住民等の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等		○	
	環境の 保全	10	受注者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質排出等)に関する対応		○	
	第三者 賠償	11	発注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害	○		
		12	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害		○	
		13	通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えたことにより生じた損害	△	△	分担比率は協議の上、発注者にて決定
	経済 リスク	物価の 変動	14	物価の変動	△	△
債務不履行 リスク	本業務の 中止、延期	15	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
		16	上記以外の事由による本業務の中止、延期(不可抗力リスクを除く)		○	
	構成員に 関する リスク	17	受注者の構成員及び協力企業の業態悪化等に起因し、本工事の実施が		○	

				困難となった又は遅延した場合			
	不可抗力リスク		18	暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然災害又は人為的な事象による遅延	○	△	損害額の算定は約款第30条による
設計段階	設計リスク	各種調査リスク	19	発注者が提示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
			20	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	21	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			22	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	23	発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更をおこなったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
			24	受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
施工段階	施工リスク	工事完了の遅延	25	発注者の帰責事由により契約期日までに工事が完了していない場合	○		
			26	受注者の帰責事由により契約期日までに工事が完了していない場合		○	
		工事監理	27	工事監理に関するもの		○	
		工事費増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
		要求水準書等未達	30	完了検査等において、設計図書関連資料未達の		○	

				箇所や施工不良部分が 発見された場合			
		施工に よる損害	31	施工により既設建物損 傷やインフラ断絶を及 ぼした場合の復旧・補修 等関連費用		○	
			32	引き渡し前に工事目的 物・関連工事に関して生 じた損害		○	

※○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。

第7章 契約に関する事項

1 契約手続き

本プロポーザルはあくまで優先交渉権者を選定するものであり、契約を約するものではない。なお、契約（予定）の条件は次のとおりとする。

- (1) 市は、本プロポーザル終了後に優先交渉権者から見積徴収を行い、その金額が発注者の予定価格の範囲内であった場合は、事業期間等の契約条件を確認の上、優先交渉権者を業務請負契約の相手方（以下「請負者」という。）として、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって仮契約を締結する。
- (2) 仮契約締結後、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項第5号及び東海市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和44年東海市条例第27号）第2条に定めるところにより議会の議決を得た上、本契約を締結する。
- (3) 市は、実施設計完了後に請負者と当該工事費に係る単価を協議し、単価合意書を作成の上、合意するものとする。
- (4) 優先交渉権者が、本契約の締結前までに資格要件のいずれかの要件を満たさなくなった場合及びその他事由において優先交渉権者と本契約を締結できない事態となった場合には、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とする。なお、本プロポーザル応募事業者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、これにかかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

2 契約の概要

本契約は、約款及び提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務に関する業務内容や金額、支払い方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、提案上限価格（消費税額及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で、提案価格を踏まえ、市と優先交渉権者の間の契約金額に係る交渉により決定する。

4 契約保証金

約款を参照とすること。

5 支払条件

支払条件については、東海市契約規則（昭和 44 年 4 月 1 日規則第 11 号）及び約款の規定に基づき支払うものとする。

(1) 支払限度額

支払限度額は、以下のとおり想定しているが、提案内容、実施設計後に変更することがある。

年度	支払限度額	支払条件
令和 6 年度	0 円	※ 1
令和 7 年度	設計業務 44,430,000 円	前金払、完了払
	施工業務 22,000,000 円	前金払、完了払
	工事監理業務 260,000 円	完了払
令和 8 年度	施工業務 372,740,000 円	前金払、出来高払、完了払
	工事監理業務 4,360,000 円	完了払
令和 9 年度	施工業務 1,210,160,000 円	前金払、出来高払、完了払
	工事監理業務 14,140,000 円	完了払
合 計	1,668,090,000 円	

※ 1：令和 6 年度は、設計業務を予定しているが、出来高の想定がないため、支払いしないものとする。

(2) 支払条件における特記事項

ア 設計業務の前払金の率は、10分の3とする。ただし、令和 6 年度の設計業務の前金払はしない。

イ 施工業務の前払金の率は、10分の4とする。

ウ 工事監理業務の前金払はしない。工事監理業務完了時に適法な請求を受理した日から 30 日以内に支払う。

(3) 部分払出来高検査及び中間検査

ア 部分払の請求があった場合、出来高を査定するために本市が検査を行う者

として定めた職員（以下、「検査員」という。）が、部分払出来高検査を行う。
イ 本事業の中間段階において、履行状況を確認するために、検査職員の検査を行う場合がある。この場合、受注者は統括責任者、現場代理人、監理技術者及び検査員が指名する者を同席させること。

6 設計変更の取り扱いについて

(1) 契約金額を変更する場合

ア 本市は、工期中に次の事由により要求水準書等の見直し、その変更を行うことがあるものとし、契約金額の変更の対象とする。

- ・法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。
- ・災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。
- ・本市の事由により、業務内容変更が必要なとき。
- ・設計段階において要求水準書に定めるもの及び請負者が技術提案したものであって本市が採用したものにおいて、請負者からVE提案またはCD（コストダウン）の提案が示され、本市と協議の上、本市が適当と判断したとき。
- ・その他、業務内容変更が特に必要と認められるとき。

イ 要求水準書等の見直しに当たり、本市は事前に請負者へ通知する。見直しに伴い要求水準書等を変更する場合で、契約金額の変更が発生したときは、これに必要な契約変更を行う。

ウ 契約金額の変更を伴う変更契約を締結する場合など、東海市議会の議決等が必要な場合は、議会の議決等の後、本変更契約となるため、本変更契約前に、変更箇所に着手することができないもの。

エ 契約金額の変更方法等については、約款の第25条に規定のとおりとする。

(2) 契約金額を変更しない場合

単価合意書の内容と実際の施工との数量等の相違、本市の指示による要求水準書の内容変更該当しない設計変更については、契約金額の改定には該当せず、受注者の責任・負担とする。

7 設計変更以外の契約金額の変更について

約款の第26条に規定のとおりとする。

8 事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供のその他の方法により処分してはならない。

第8章 その他

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し協力する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定しておらず、財政上及び金融上の提案については、事業者が自らのリスクで実行すること。

市は、事業者に対する補助金、出資等の支援は行わないが、市が行う起債や補助金の申請に係る手続き等が発生した場合については、必要な協力を行うこと。

3 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は契約書等に定める。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

本プロポーザルにおける公表の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 参加者数
- (2) 優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）
- (3) 評価点などの審査結果

5 実施要領に関する問い合わせ

実施要項に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

担当 東海市役所 総務部 検査管財課
都市建設部 建築住宅課

住所 〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電話 052-603-2211、0562-33-1111

FAX 052-603-4000

E-mail kensa@city.tokai.lg.jp

kenchiku@city.tokai.lg.jp

受付時間 土曜日、日曜日及び祝休日を除く 9時～17時（12時～13時を除く）